

平成 26 年 2 月 3 日

お客様 各位

大阪府大阪市浪速区桜川 1 丁目 7-18
東洋テック株式会社
代表取締役社長 田中 卓

改正消費税法施行に伴う取扱いについて

拝啓 時下ますますご盛栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成 24 年 8 月に「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革をおこなうための消費税法の一部を改正する等の法律」（以下、「改正消費税法」）が成立し、平成 25 年 10 月 1 日の閣議決定を経て、正式に平成 26 年 4 月より消費税率が 8 % に改定されることになりました。

この「改正消費税法」施行に伴い、弊社よりお客様へご請求させていただく消費税等の取り扱いにつきまして、下記のとおりご案内申し上げます。

敬 具

記

消費税率 8 % の適用について

弊社からの商品・サービス等のご提供期間が、平成 26 年 4 月 1 日以降にかかる部分につきましては、8 % でご請求させていただきます。

ただし、平成 26 年 1 月 31 日までに発行する請求書に関しては、一旦消費税率 5 % のご請求とさせていただきます、その後新消費税率 8 % と現行消費税率 5 % との差額分を平成 26 年 2 月 1 日以降に、別途ご請求させていただきます。

以 上